

横浜町福祉・介護・医療等事業所燃料費等高騰対策給付金交付要綱

令和4年11月7日

訓令第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜町内において、福祉・介護・医療等のサービス(以下「福祉等サービス」という。)を提供する事業所等に対し、「横浜町福祉・介護・医療等事業所燃料費等高騰対策給付金」(以下「給付金」という。)を交付し、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業所の経済的支援を目的とする。

(給付金交付の対象)

第2条 給付金の交付の対象となる事業所等(以下「事業所」という。)は、令和4年4月1日から令和5年3月31日において横浜町内に住所を有し次の事業の運営を行うものとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 保育園 | 児童福祉法第39条に規定する保育園 |
| (2) 幼稚園 | 学校教育法第1条に規定する幼稚園 |
| (3) 介護施設 | 介護保険法8条で規定する介護サービスの提供がされる施設 |
| (4) 有料老人ホーム | 老人福祉法第29条の規定により青森県知事に届出をしている有料老人ホーム |
| (5) 診療所 | 医療法第1条の5第2項で規定する診療所のうち保険医療機関である診療所 |
| (6) 薬局 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で規定する薬局のうち保険薬局である薬局 |
| (7) 施術所 | 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づき、保健所に届け出ている施術所のうち保険の対象となる施術を行った実績のある施術所 |

(給付金の額)

第3条 給付金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表1のとおりとする。
2 交付対象が2以上の施設を設置しているときは、給付金の額は、それぞれの施設について前項の額の合計とする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする事業所の代表者(以下「申請者」という。)は横浜町福祉・介護・医療等事業所燃料費等高騰対策給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)を提出しなければならない。
2 町内に2以上の施設を設置している申請者にあつては、施設ごとに申請書を提出することができる。この場合は、給付金の額は施設ごとに前条第1項の額とする。
3 給付金の申請期限は、令和5年2月28日とする。

(給付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を横浜町福祉・介護・医療等事業所燃料費等高騰対策給付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定したときは、その旨を横浜町福祉・介護・医療等事業所燃料費等高騰対策給付金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第6条 町長は、事業者が偽りの申請その他不正な手段により給付金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第7条 町長は、給付金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 給付金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業所は前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

区 分		給付の額
児童福祉	ちどり保育園	274,000 円
	第二ちどり保育園	198,000 円
学校教育	あさひ幼稚園	243,000 円
介護施設	特別養護老人ホーム	1,000,000 円
	ショートステイ グループホーム	500,000 円
	デイサービス 小規模多機能型居宅介護	300,000 円
	居宅介護支援 (横浜町社会福祉協議会については100,000 円 を給付額とする)	200,000 円
	訪問介護 (利用者宅を訪問しサービス提供し ている事業所)	100,000 円
老人福祉	有料老人ホーム	1,000,000 円
医療機関	診療所(医業、歯科医業) 薬局、施術所	200,000 円